

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第172号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年9月26日 00時00分ごろ	
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島西方沖 壱岐長島灯台から真方位298° 10.4海里付近 (概位 北緯33° 48.5′ 東経129° 26.7′)	
事故等調査の経過	平成22年11月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 小型兼用船 ニューいそかぜ、16トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 290-52111長崎、郷ノ浦町漁業協同組合</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 右舷主機の全シリンダライナに縦傷</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、壱岐島西方沖を航行中、平成22年9月26日00時00分ごろ、右舷主機の冷却清水温度が上昇して煙突から黒煙が出始めたことから、同主機を停止して、左舷主機単独で大島港へ帰航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2.0～2.5m</p>	
その他の事項	<p>主機は、間接冷却式で、主機直結冷却海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）により、船底弁から吸引・加圧された海水が、潤滑油冷却器、清水冷却器等を順次冷却し、船外に排出されるようになっていた。</p> <p>右舷主機は、海水ポンプのゴムインペラが破損していた。</p> <p>右舷主機の清水冷却器は、海水流路がゴムインペラの破片、貝殻等で閉塞していた。</p> <p>本船は、平成11年2月に就航した以降、海水ポンプのゴムインペラが交換されていなかった。</p> <p>機関取扱説明書には、1年又は2,500時間毎に海水ポンプのゴムインペラを交換するよう記載されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、壱岐島西方沖を航行中、右舷主機の海水ポンプのゴムインペラが破損して海水流量が減少したことで、清水冷却器の海水流路が閉塞したことで、同主機の冷却が阻害されたため、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したものと考えられる。</p> <p>海水ポンプのゴムインペラは、経年劣化によ</p>

	り、破損したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、壱岐島西方沖を航行中、右舷主機の海水ポンプのゴムインペラが破損して海水流量が減少したことと、清水冷却器の海水流路が閉塞したことで、冷却が阻害されたため、右舷主機のピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したことにより発生したものと考えられる。